

## 岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び当該形成計画の実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議し、岩見沢市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みを推進するため設置する。

### (事務所の位置)

第2条 協議会は、事務所を岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号岩見沢市役所内に置く。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みに関すること。
- (2) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、下記の各号に掲げる区分の中から岩見沢市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 岩見沢市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員のうち行政機関の職員である者の任期は、当該行政機関の職にある期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員（第1項ただし書に規定する委員を除く。）が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査委員 2名

(会長)

第7条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監査委員)

第9条 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

2 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告する。

(協議会)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を委員に通知しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 会議に付議する事項

(協議会の運営)

第11条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認めるときは、その一部又は全部を公開しない。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、岩見沢市の負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散するときは、協議会の収支は、当該解散の日をもって終了し、会長であった者がこれを決算するものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、岩見沢市企画財政部企画室に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年1月26日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規約の施行後最初の委員(第5条ただし書に規定する委員を除く。)の任期は、同条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。